毒劇物管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 公立大学法人大阪 | 保管する毒劇物について、保管状況を確認したところ、要綱で定める適正な保管がされていなかった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 品名 | 毒劇物取締法 | 在庫量 | 不備の内容 | | アセトニトリル | 対象 | 1000g | 監査確認日において、現物が確認出来なかった。 | | メタノール | 対象 | 1110.2g | 毒劇物保管庫外の床に置かれていた。 | | メタノール | 対象 | 2299.7g | 毒劇物保管庫外の床に置かれていた。 | | ３‐アミノプロピルトリエトキシシラン | 対象外 | 25g | 毒劇物取締法対象外のその他の化学物質が、毒物及び劇物の保管庫に一緒に保管されていた。 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校化学物質管理要綱】  （毒物又は劇物の管理）  第５条　管理責任者及び取扱保管責任者は、毒物及び劇物の登録・保管状況、使用状況並びに廃棄処分の状況等を定期的に点検し、毒物劇物取扱者に対して適正管理を指導しなければならない。  ２　毒物及び劇物の保管については、次のとおりとする。  (1)　毒物又は劇物については、盗難等を防止するため、金属製などの堅牢な施錠できる保管庫に保管すること。  (3)　毒物又は劇物は、その他の化学物質とは別に保管すること。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和５年12月５日、事務局：令和５年10月４日から同月13日まで）